

「廃プラスチック類」の リサイクルが始まります

～家庭系ごみ分別収集品目追加のお知らせ～

現在市では、皆様のご協力により、ごみの分別収集を22品目に分け、ごみの減量化を進めています。しかし、燃えるごみの量は緩やかではあるものの増え続けており、資源のリサイクルや、最終処分場、焼却施設の負担の軽減や、焼却処理による環境負荷の軽減を図るため、燃えるごみの減量が緊急の課題となっています。

そこで、4月から、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に定めるプラスチック製容器包装（ペットボトル・発泡スチロールを除く）と、同法律の対象外のすべてのプラスチック製品を「廃プラスチック類」として分別収集し、リサイクルを行います。（既に分別収集しているペットボトル・発泡スチロールについては、今後も同様に分別して収集します。）

➡ 「廃プラスチック類」とは

「♻️」マークがある容器包装プラスチックや、日用品のプラスチックです。例えば、次のものが対象となります。



食料品や日用品のプラスチック製

「ボトル」

- * たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸飲料の容器
- * 洗剤・シャンプー・リンスの容器
- * マヨネーズ・ケチャップのチューブ状容器



食料品や日用品のプラスチック製

「袋」

- * 野菜・麺・パンの袋、カップ麺の外袋、お菓子の袋
- * インスタント食品・冷凍食品の袋、レジ袋



プラスチック製 「フタ・フィルム・ネット」

- * ペットボトルのキャップ・ラベルフィルム
- * びん詰食品類や調味料のプラスチック製のフタ
- * みかん・たまねぎのネット



食料品や日用品のプラスチック製

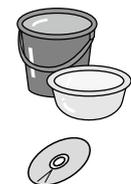
「カップ・パック」

- * カップ麺・プリン・ゼリーのカップ、卵パック
- * 惣菜・弁当の容器



その他、プラスチック製の物

- * おもちゃ、CD、ポリバケツ、洗面器、プランター
- * ビニールシート、定規、小物ケースなど



➡ 「廃プラスチック類」の出し方

新たに廃プラスチック類分別用の指定袋（プラスチック専用指定袋・25円/枚）ができます。必ず指定袋に入れて出してください。（3月1日から市内取扱店舗で販売します。）

問い合わせ

生活環境課

☎ 65-0690 ☎ 63-4582

土山支所 総務環境担当

☎ 66-1102 ☎ 66-1564

甲賀支所 総務環境担当

☎ 88-4101 ☎ 88-3104

甲南支所 総務環境担当

☎ 86-8010 ☎ 86-8029

信楽支所 総務環境担当

☎ 82-8060 ☎ 82-3415

廃プラスチック類リサイクル事業の実施に伴い、新しくできるプラスチック専用指定袋を含め、以前からあります家庭用燃えるごみ指定袋（大）、（小）の市役所・各支所等での取り扱いが4月からなくなります。

以降は、家庭用指定袋の購入は、市内の指定袋取扱店で購入となりますのでご注意ください。

※粗大ごみ処理券は、今までどおり、市役所・各支所の券売機で購入いただけます。また、事業用燃えるごみ指定袋は衛生センターでのみの取り扱いとなります。

分別の詳細については、「甲賀市ごみ事典」でご確認ください。また、収集日程については、3月中旬にお届けする「ごみカレンダー」をご覧ください。